

長い間ご使用になっていない貯金通帳・証書について

平成24年9月10日
大阪東部農業協同組合

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態となっている貯金はありませんか。お忘れにならないよういま一度ご確認をお願いいたします。

当組合では、このような貯金も引き続きお預かりしています。貯金通帳・証書とお取引印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

なお、残高1万円以上の貯金については、お取引の動きがない状態がおおよそ10年になると、郵送によるお知らせもしていますので、お引越しの際は住所変更のお手続をお願いいたします。

また、貯金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の貯金であることが確認できれば払戻しができますので、ご本人が確認できる資料のほか、口座の店舗名や口座番号がわかるもの等をご用意のうえ、お取引店舗窓口までご照会・ご相談ください。

(本件に関するお問い合わせ)

大阪東部農業協同組合
金融共済部

TEL : 072-878-1231